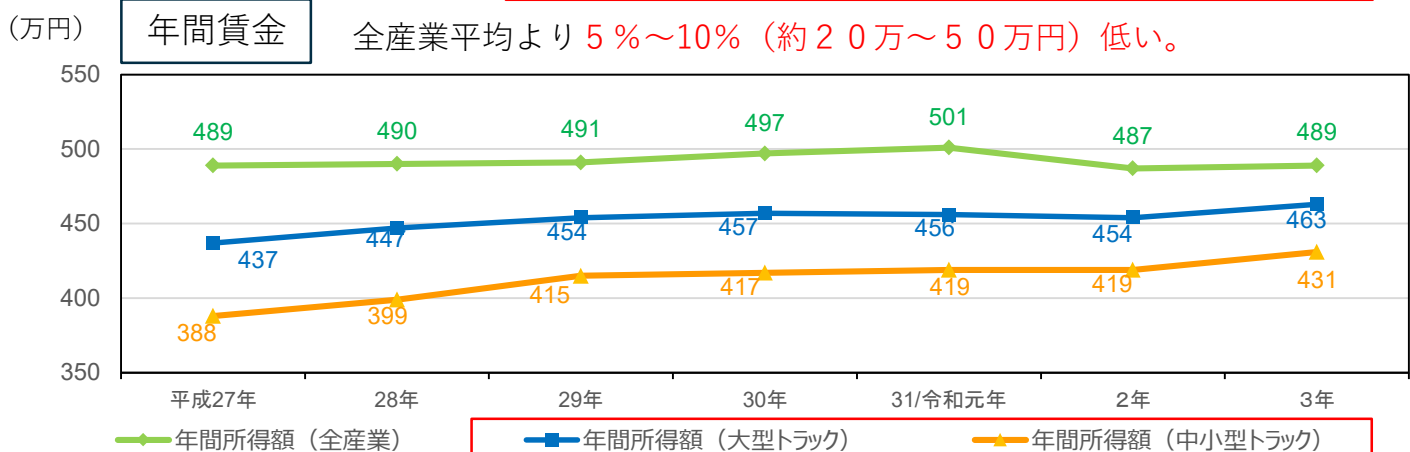
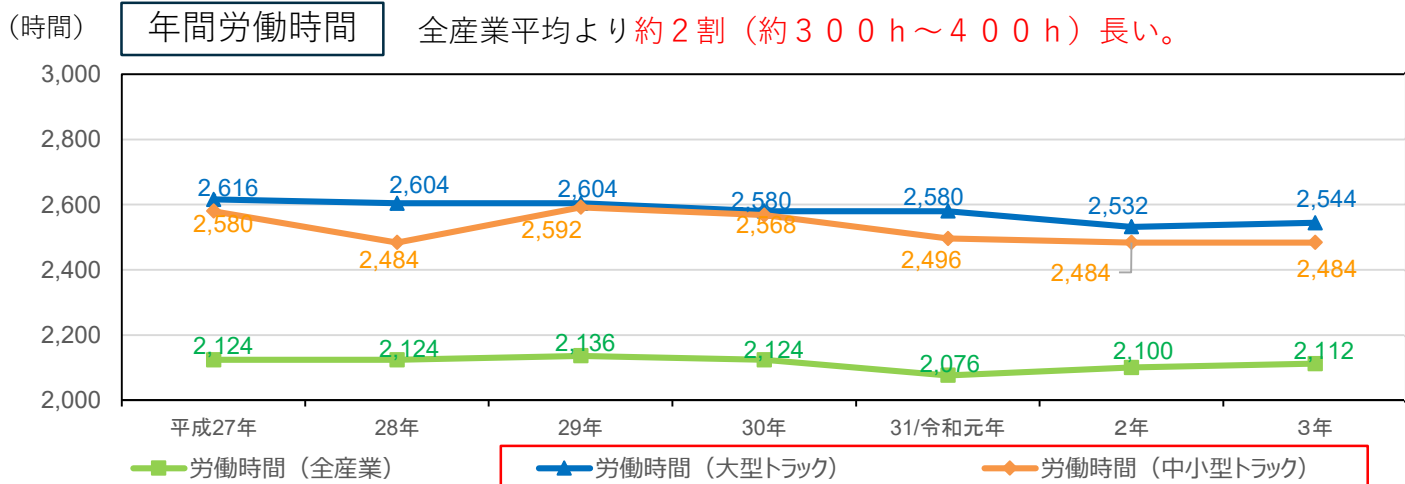


「標準的な運賃」 告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

トラック事業の働き方をめぐる現状



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほか

「標準的な運賃」 告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」
告示制度の
導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の
改善





賃金水準の
引き上げ

法令遵守の
徹底

2024年問題
への対応

持続的なトラック
輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">距離制運賃</div> <div style="background-color: #008060; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">時間制運賃</div> </div>
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック単位）
車型	バン型の車両で設定（海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定） ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。
車種	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>小型車（2tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中型車（4tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大型車（10tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トレーラー（20tクラス）</p> </div> </div>
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算
料金や実費	<p>料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サチャージ等）については標準的な運賃に含まれていないため、別途収受することとされています。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 5px;">運賃（運送の役務の対価）</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="background-color: #8b4513; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 5px;"> 料金（積込、取卸料、附帯作業料） 実費（高速道路利用料、フェリー利用料等） </div> </div>
運賃・料金の適用ルール	<p>運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「運賃料金適用方」として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;"> 割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増 <li style="margin-bottom: 5px;"> 割引 長期契約、往復割引 <li style="margin-bottom: 5px;"> その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費（有料道路、フェリー利用料等） <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ➔ 取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定 </p>

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします！

（問い合わせ先）
 関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら ➔

関東運輸局 取引環境

検索



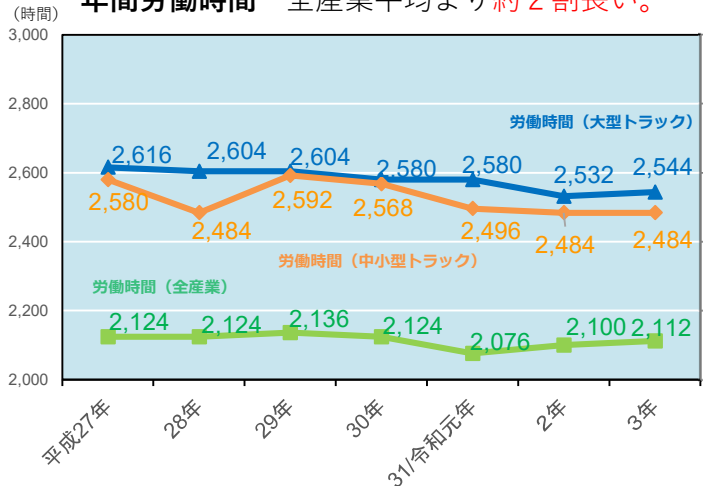
トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み

関東運輸局では、関係機関と連携を図りながら、トラック輸送におけるドライバー不足、労働条件、荷主との取引環境など様々な課題の解決に向けた各種取組を行っています

トラック事業の働き方をめぐる現状

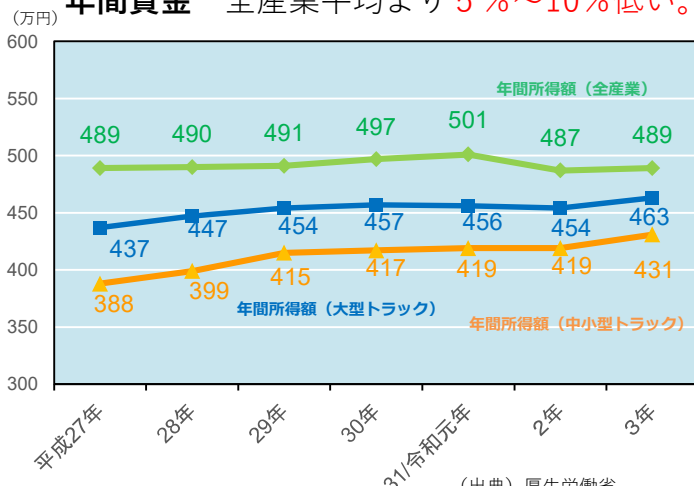
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い。



他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より5%~10%低い。



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほか

「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保



「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動とは、深刻化が続くトラックドライバー不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

① **トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化**

② **女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現**

「ホワイト物流」推進運動は、SDGsにつながる取り組みであり、物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。

推進運動の主旨

自主行動宣言の3つの必須項目

取組方針

契約内容の
明確化・遵守

法令遵守
への配慮



推奨項目

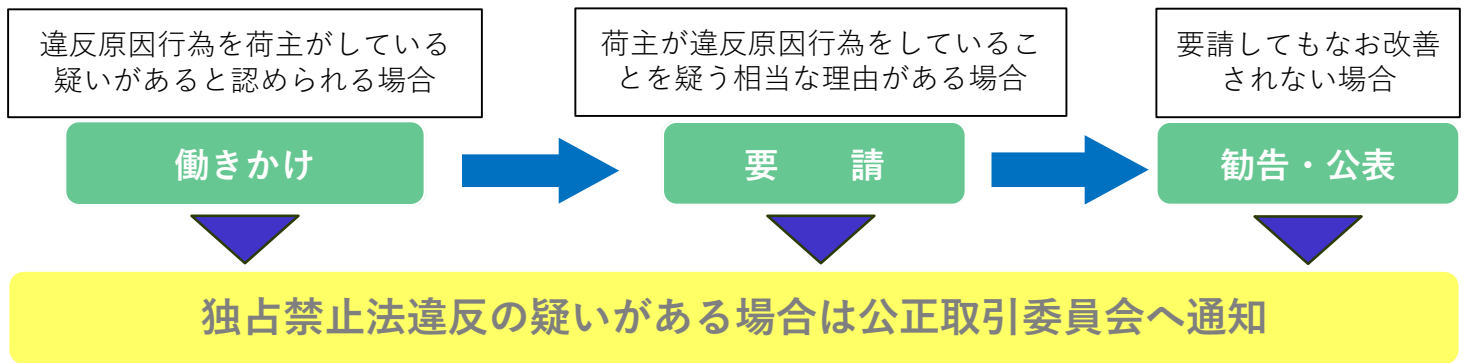
運送内容の見直し、運送契約の相手方の選定、安全の確保、独自の取組等

運動の主旨と自主行動宣言の3つの必須項目
に合意のうえ、**賛同表明**をお願いします



荷主対策の深度化

トラック事業者が法令違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合、国土交通省の意見募集窓口への情報や適正化事業実施機関との連携等により、国土交通省において端緒情報を収集し、事実関係を確認のうえ荷主関係省庁と連携して対応しています。



燃料サーチャージ制度

「燃料サーチャージ」とは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別立ての運賃として設定する制度です。

関東運輸局では、他の分野において広く導入されている燃料サーチャージ制をトラック運送業においても普及させるため、荷主及びトラック運送業者にその導入をはたらきかけていくこととしています。

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組にご理解とご協力をお願いします！

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら →

関東運輸局 取引環境

検索



「ホワイト物流」推進運動の ご案内と参加のお願い

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！



2019年3月

国土交通省・経済産業省・農林水産省

「ホワイト物流」 推進運動とは？

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現

物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。



運動への賛同表明

企業等の皆様には、以下の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

取組方針

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

法令遵守への配慮

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

契約内容の明確化・遵守

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

期待できる効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で、このような効果が期待できます！

- ✓ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ✓ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ✓ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ✓ 企業の社会的責任の遂行 等

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

「ホワイト物流」推進運動へは、以下の流れでご参加いただけます。

01 運動の趣旨へのご賛同

「ホワイト物流」推進運動の趣旨と左記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
賛同企業名は公表いたします。

02 自社で取り組む項目を選定

これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の推奨項目を参考に、検討をお願いします。
※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するかどうかは任意で、随時変更が可能です。

「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（一部抜粋）

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- ・ 集荷先や配送先の集約 他

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃油サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化



C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取組む物流事業者の積極的活用



D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達への削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力 他

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組



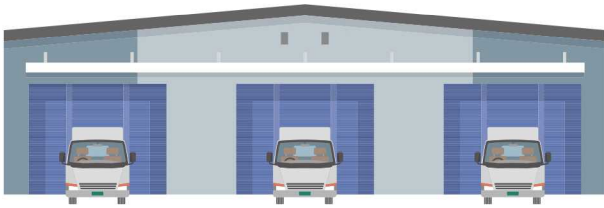
詳細は「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストを参照下さい

優良な取組は、ポータルサイトにて紹介させていただきます！



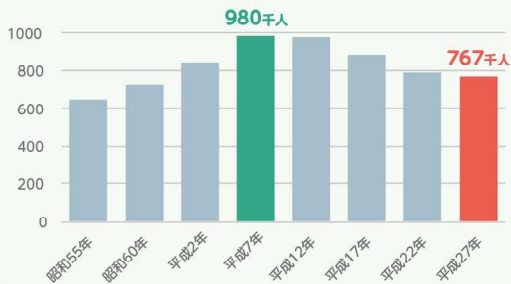
※運動への詳しい参加方法等についてはポータルサイトをご参照下さい。
<https://white-logistics-movement.jp>

「ホワイト物流」推進運動の背景



1 トラック運転者はピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移
平成7年 980千人→平成27年 767千人



(出典) 国勢調査を基に作成



2 トラック運転者の有効求人倍率は3.03倍※

※平成30年12月

トラック運転者と全職業の有効求人倍率の推移

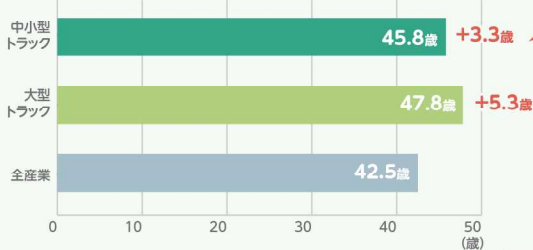


(出典) 厚生労働省からの提供データを基に作成



3 トラック運転者は高齢化

トラック運転者と全産業全職種との平均年齢の比較



(出典) 厚生労働省「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

今後定年等で大量に離職



4 トラックの調達コストは上昇

企業向け「道路貨物輸送」サービス料金価格指数推移
(平成18年(2010年)平均=100)

平成18年を100とすると、平成30年12月は111.5



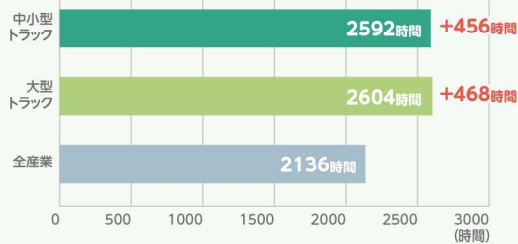
(出典) 日本銀行「企業向けサービス価格指数」を基に作成

国民生活や産業活動に必要な物流の担い手であるトラック運転者の不足は深刻で、その労働条件や労働環境の改善が不可欠です。そのためには荷主企業の理解と協力も必要です。荷主企業と物流事業者の相互理解の下、連携してサプライチェーン全体の生産性向上に取り組むことが求められています。



5 トラック運転者の労働時間は全産業平均より約2割長い

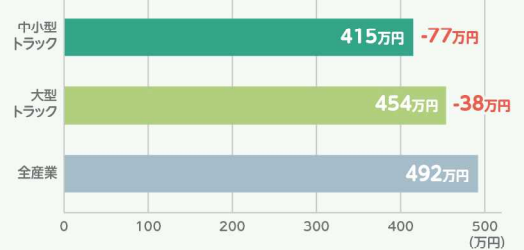
トラック運転者と全産業全職種の平均労働時間の比較



(出典)厚生労働省
「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

6 トラック運転者の年間賃金は全産業平均より約1~2割低い

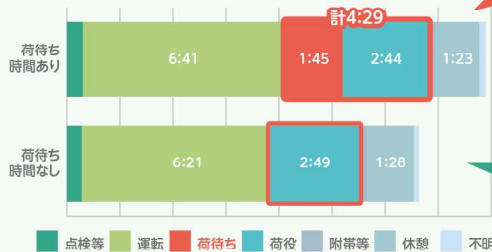
トラック運転者と全産業全職種の平均年間賃金の比較



(出典)厚生労働省
「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

7 荷待ちや荷役が長時間労働の一因

1運行あたり拘束時間の内訳



平均拘束時間
13:27

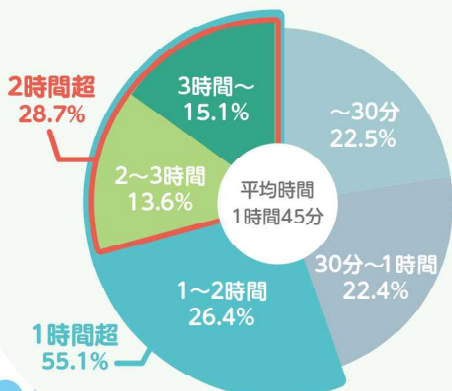
平均拘束時間
11:34

出典:国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)



8 荷待ち時間の平均は1時間45分

荷待ちが発生する場合の荷待ち時間の内訳



出典:国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)

9 手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを、手積み・手降ししている事例

荷主企業と物流事業者の協力で改善できる課題の例



CASE
1

長時間のムダな荷待ち が常態化していた

課題

先着順での積込・積降し

納品先で、先着順での積込・積降しが行われていた。一方で納品先の荷受け処理能力やトラックバース数には限りがあり、特定時間帯に納品車両が日常的に集中。結果、長時間のムダな荷待ちが常態化。

方策

納品先が「予約受付システム」を導入し、 物流事業者が活用

併せて、各トラックバースの荷役予定時間を事前設定する運用変更を実施。



成果

- 荷待ち時間・荷役時間の短縮
- 納品先の庫内作業が効率化

物流事業者は予約時刻を前提に運行できるように。これにより、荷待ち時間が大幅に短縮。納品先も庫内作業の効率化が可能となり、時間あたり貨物取扱量が増加。荷役時間が短縮。



CASE
2

手作業での大量の貨物の 積込・積降しが負担に

課題

手作業での大量の貨物の積込・積降し

10トン車にレタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししていた。手作業での大量の貨物の積込・積降しは、トラック運転者にとって重労働。荷主企業にとっては、リードタイムが長くなる要因に。

方策

パレットの活用

パレットを使用するよう、物流事業者と発荷主・着荷主が調整。パレットの費用の負担や保管・返却方法について、関係者との間で合意。これを踏まえて、手作業からフォークリフトによる荷役作業に移行。

成果

- 荷役時間が大幅に短縮
- リードタイムも短縮

荷役時間 2~3時間⇒20~40分に
全体的なリードタイムの短縮も実現。

全国の様々な業種の荷主と物流事業者が、例えばIT機器などを活用して、定量的に運行データ等を把握するなど、物流の改善について相互に提案・協議し、協力して業務内容の見直しに取り組むことにより、以下のような課題を解決し、物流の効率化やトラック運転者の長時間労働の是正等の成果を上げています。



CASE
3

適切な配車を行える 時間的な余裕がない

課題

時間的余裕がなく、荷待ちが発生

荷主企業の受注締切直後からの物流事業者の配車業務開始。

荷待ちの生じない適切な配車を行う時間的余裕なし。

方策

荷主企業から物流事業者に、受注締切前に確定前の受注情報（出荷情報）を事前共有し、物流事業者は事前準備を実施。

これにより、物流事業者が余裕を持って適切な配車を実施できるように。

成果

- 荷待ちの生じない配車の実現
- 荷主企業の作業も効率化

荷待ちの生じない適切な配車が可能となり、トラック運転者の拘束時間が短縮。

荷主企業も、荷待ちの削減により構内スペースの有効活用や混雑緩和が図られ、作業が効率化。



CASE
4

夜間や早朝の積み込み 作業が発生していた

課題

夜間や早朝の積み込み作業 (リードタイムに余裕のない中での作業)

当日12時受注締切⇒翌日午前配達を行っていた。

※予測物量で荷役と配車を行うため波動により作業が遅延し、積み込み作業も夜間や早朝になり、出発も遅延。

方策

当日12時締切⇒翌々日 午前配達（又は午後配達）に変更。

受注時間の前倒し、又は配達時間の後ろ倒しにより、受注から配達までのリードタイムを延長。

成果

- 夜間や早朝の積み込み作業が減少
- 納品時刻遵守

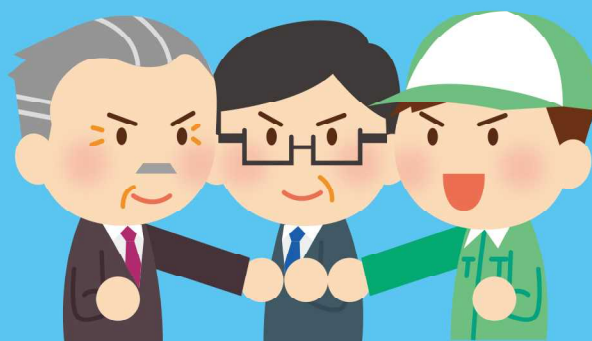
リードタイムの延長により、夜間や早朝の積み込み作業が減少し、トラック運転者の拘束時間が短縮。

荷主企業も、出発遅延が解消され、顧客に提示した納品時刻を遵守できるように。荷役作業スタッフの労働時間も短縮。

※その他の事例については「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」(厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会)を参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf>

荷主企業と物流事業者が
相互に協力して
物流を改善していきましょう!



Webでも情報を随時発信します!

「ホワイト物流」推進運動

検索

<https://white-logistics-movement.jp>

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課「ホワイト物流」推進運動担当

電話：03-5253-8575(直通)

2023年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をおねがいします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいませようご理解・ご協力をお願い致します。



3月 2023年引越混雑予想カレンダー 4月



 特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

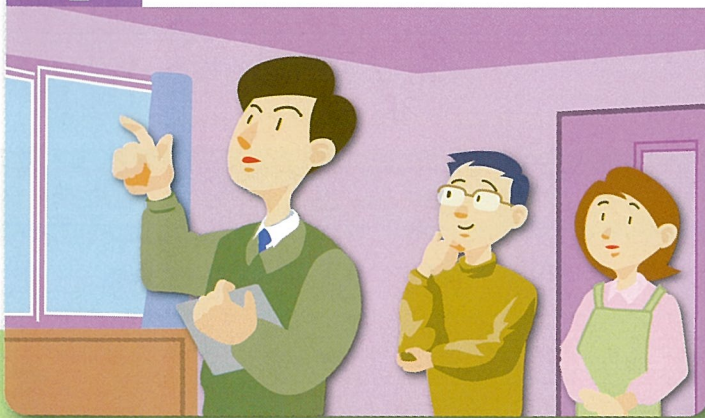
人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることの一環です。

詳しくは… [引越安心マーク](#)



- 会員の皆様へ
 - 安全対策
 - 環境対策
 - 労働対策
 - 人材の確保・育成
 - 適正化事業・Gマーク
 - 経営改善対策・WebKIT
 - IT活用・導入支援
情報セキュリティ
 - 燃料高騰対策・取引適正化
 - 道路対策
 - 税制
 - 規制・標準
 - 助成制度
 - セミナー・資格制度
 - 引越・宅配
 - 次世代・新技術開発情報
 - SDGs
 - 調査・研究
 - 主な刊行物
 - トラックステーション
 - 「広報とらっく」
 - リクルート
 - 国際交流
 - 青年部会
 - 女性部会
 - 親睦府県トラック協会一環
 - 気象・道路交通情報
 - リンク
 - HOME

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 雪道対策特設ページ

雪道対策について

近年は、12～1月に予想を超える大雪となるケースが増え、この時期からの適切な雪道対策が求められます。もし、交通事故やスリップ、大雪等でトラックが立ち止まってしまうと、周辺道路の大渋滞を招き、迂回路のない地域では大混乱を来します。降雪地域を運行する方は、タイヤチェーンを必ず携行するなど、雪道対策を万全に整えてから出発してください。また、異常気象時における輸送に係る措置の目安について、国土交通省から通知が发出されています。

- ▶▶ 台風等による異常気象時における輸送の在り方について (国土交通省通知)
- ▶▶ 異常気象時における措置の目安

無理な輸送を強要された場合
こちらの画像をクリックし、
意見等の募集窓口へ！

気象情報・道路情報は
こちらの画像をクリックすると、各
URL からご覧いただけます



▶▶ リーフレットは左からダウンロードできます

- ▶▶ 雪道対策マニュアル
- ▶▶ 「冬用タイヤの交換だけで安心していませんか？」
—全国のチェーン規制対象区域を一覧— <南面>



- ▶▶ 降積雪時における道路管理者による立ち止り車両写真の撮影等について (国土交通省)
- ▶▶ 大型車の冬用タイヤ及びチェーンの注意事項に関するチラシ及びパンフレット掲載のご案内 (国土交通省)

▶▶ 冬用タイヤの清潔さに注意！
大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点 (国土交通省)

▶▶ 雪道での立ち止りに注意！
大型車の冬用タイヤとチェーンについて (国土交通省)

▶▶ 「日常点検」及び「雪道対策」DVD

大型トラック編

- ▶▶ 1 日常点検項目と点検のポイント (11分)
- ▶▶ 2 タイヤ交換時のポイント (12分10秒)
- ▶▶ 3 雪道走行の心得と対策ポイント (14分38秒)

小型トラック編

- ▶▶ 1 日常点検項目と点検のポイント (9分40秒)
- ▶▶ 2 タイヤ交換時のポイント (12分45秒)
- ▶▶ 3 雪道走行の心得と対策ポイント (13分)

- ▶▶ 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (災害応急措置として創設)
- ▶▶ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の公布について
—チェーン規制に準拠する改正を行います— (国土交通省)
- ▶▶ チェーン規制Q&A (国土交通省)
- ▶▶ 雪道に関する情報「ふしえて！雪ナビ」 (国土交通省北陸管区対策技術センター)
- ▶▶ 北陸地方整備局道路情報提供 (国土交通省北陸地方整備局)
- ▶▶ 大雪に備えて3つのお願いです！ (国土交通省北陸信越運輸局)
- ▶▶ 防災速報 (気象庁)
- ▶▶ 道路交通情報 (日本道路交通情報センター)
- ▶▶ iHighway (NEXCO日本)

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

〔令和3年12月27日〕
閣議了解

成長と分配の好循環を目指す中、来春の賃上げの労使交渉では、自社の支払能力を踏まえ、最大限の賃上げが期待される。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造業などはコロナ前の水準又はそれ以上に回復する一方、悪影響が続いている業種もあり、業績回復に差が生じている。中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 事業所管大臣は、関係する事業者団体に対して別紙1のとおり、要請を行うこととする。
- 2 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会は、別紙2のとおり合意した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従い、取組を開始し、その実施状況についてフォローアップを行うこととする。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する
事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めることとしました。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしました。あわせて、会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、4,000社を超える企業がパートナーシップ構築宣言を宣言しています。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」(以下「集中取組期間」という。)と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

①下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買ったたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買ったたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（5）下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

（6）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

（1）最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

（2）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比 3%増、中小企業であれば給与総額 1.5%増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工物品質確保法等に基づく対応の強化

（1）公共工物品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年 1 月から 3 月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年 4 月から施行される改正後の内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・ ①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和 3 年 3 月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000 件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
 - － 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - － 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - － 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・ 宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・ 現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・ 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成30年9月、経済産業省）において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・ 下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請Gメンの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・ 賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口（仮称）を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・ 近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月、公正取引委員会）の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買ったたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日

原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

我が国経済については、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、感染症の影響を大きく受けた業種、そこで働く方々など、国民生活や経済への影響は依然として続いている。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移している。我が国では、多くの原材料や穀物等を輸入で賄っているため、輸入物価や企業物価が国際商品市況の変動の影響を強く受けるが、このような価格高騰が、マインドの悪化や実質購買力低下を通じて、民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性が生じている。また、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料といった国民生活や経済活動に不可欠な物資の安定供給が滞り、サプライチェーンの問題が続くおそれがある。さらには、原子力を含めあらゆる電源の最大限の活用を進めていかなければ、国民生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給の確保に影響が出るおそれがある。加えて、最近の円安の進行による輸入物価の上昇が家計や輸入企業等に与える影響にも注意が必要である。ウクライナ情勢をめぐる先行きの不確実性は高く、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない。

政府はこれまで、原油価格高騰等に対して、先手先手で対応すべく、昨年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」¹にエネルギー価格高騰対策を盛り込むとともに、本年3月には、「原油価格高騰に対する緊急対策」²を取りまとめ、その迅速な実施に努めてきたところであるが、足下の原材料価格の高騰や世界的な供給制約等が長引いた場合には、国民生活や経済活動に重大な影響が及び、景気回復の妨げとなり得る。

このため、今後の原油価格や物価高騰等によって、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響を受ける業種の中小・小規模事業者等に対する支援など、まずは、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、以下の4つを柱とする「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を策定する。

本対策の第一の柱は、原油価格高騰対策である。原油価格が更に高騰し続けた場合に備え、燃油価格の激変緩和策について、25円を超える価格高騰に対応し、また、航空機燃料を対象油種とするなどの対応を新たに行うとともに、漁業、農林業、運輸業、生活衛生関係営業といった大きな影響を受ける業種への支援を行う。これにより、原油価格高騰がコロナ禍からの経済回復の重荷となる事態を防ぎ、国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化する。

¹ 令和3年11月19日閣議決定。

² 令和4年3月4日原油価格高騰等に関する関係閣僚会合。

第二の柱は、エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策である。我が国にとって不可欠な戦略物資・エネルギーの安定供給確保のためのサプライチェーンの強靱化を行うとともに、高騰する輸入小麦から国産の米・米粉、国産小麦への切替えを図るなどの食品産業の原材料価格高騰対策や肥料原料等の調達先の多様化等の食料安全保障の確保を図る取組を実施し、危機に強い経済構造の実現を目指す。

第三の柱は、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等である。物価高騰に対しては、価格転嫁を円滑に進めつつ、賃上げをしっかりと実現していくことが重要である。「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」³等に基づく価格転嫁の取組を着実に実施するとともに、積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対し抜本的に拡充された賃上げ促進税制等により後押しする。同時に、中小・小規模事業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等に対する資金繰り支援を強化する。

第四の柱は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援である。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠の創設による地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策の実施など真に生活に困っている方々への支援措置を強化するとともに、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限の延長を行う。また、孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援を行うとともに、学校給食費等の保護者負担の軽減促進等を図る。

こうした取組に加え、令和4年度予算で措置した公共事業について、入札契約手続の期間の運用の見直し等により前倒しで執行するなど、これまでに成立した予算を迅速かつ着実に執行する。

本対策に盛り込まれた措置のうち、新たな財源措置を伴うもの（ただし、燃料油価格の激変緩和事業は5月分相当）については、まず、一般予備費・コロナ予備費を活用して迅速に対応する。

その上で、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、予備費の計上及び燃料油価格の激変緩和事業（6～9月分相当）を内容とする補正予算を今国会に提出し、成立を図る。

本対策によりコロナ禍における物価高騰等の影響に機動的に対応しつつ、本年6月までに、新しい資本主義実現会議における議論を通じて、新しい資本主義のグランドデザインと実行計画を取りまとめるほか、骨太方針2022⁴を取りまとめる。その上で、物価高騰等の長期化の影響にも留意しながら機動的・弾力的に対応しつつ、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出すことにより、中長期的な課題に対応し、「成長と分配の好循環」を実現し、エネルギー分野を含む経済社会の構造変化を日本がリードしていく。

³ 令和3年12月27日取りまとめ。

⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2022。

I. 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

● 燃料油に対する激変緩和事業（経済産業省、国土交通省）

- 燃料油価格の激変緩和策について、長引く原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍からの経済回復や国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、新たに、基準価格を168円とし、支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援する制度を設けることで備えを万全にする。また、航空機燃料も対象とする。なお、本事業が時限的、緊急避難的な措置であることを踏まえつつ、今年度上半期中実施し、事業終了時に大幅な価格変動が生じることがないように、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討する。

LPガスを使用するタクシー事業者にも同様に支援を継続・拡充する。

2. 業種別対策

(1) 漁業

● 漁業経営セーフティーネット構築、競争力強化型機器等導入緊急対策（農林水産省）

- 漁業経営セーフティーネット構築事業を推進し、燃油等の価格が上昇した場合に補てん金を交付することにより、漁業経営等への影響を緩和する。
- 漁業者の省エネ機器の導入を支援する。

(2) 農林業

● 施設園芸等燃油価格高騰対策、産地生産基盤強化、林業・木材産業成長産業化促進対策、建築用木材供給・利用強化対策（農林水産省）

- 施設園芸等燃油価格高騰対策を推進し、燃油価格が上昇した場合に補てん金を交付することにより、施設園芸農家等の経営への影響を緩和する。
- 産地生産基盤パワーアップ事業の推進により、施設園芸農家の省エネ機器の導入を支援する。
- きのこと生産者や木材加工事業者の省エネ機器の導入を支援する。

(3) 運輸業

● タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策（国土交通省）（再掲）

- LPガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度（経済産業省）に準じて、タクシー事業者に対する支援を拡充する。

(4) 生活衛生関係営業

● 生活衛生関係営業者に対する燃料価格高騰対策（厚生労働省）

- 生活衛生関係営業者の業種ごとの特性に応じた効果的な省エネ対策を調査し、そのノウハウを共有・還元する。また、生活衛生関係営業者について、専門家による支援や補助金等を活用するための助言等を行う。

(5) その他

- **その他の産業のLPガス等価格高騰対策（経済産業省）**

- 小規模事業者持続化補助金を活用して、LPガス等の価格高騰の影響を受ける産業の事業者を支援する。

Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

- **省エネルギーの推進（経済産業省、国土交通省、環境省）**

- 産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新を支援し、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストを節減する。
- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進する。
- ものづくり・商業・サービス補助金のグリーン枠を活用し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を促進する。
- 原油価格高騰による住宅価格上昇への対策として、「こどもみらい住宅支援事業」により、子育て世帯等に対する省エネ住宅の購入支援等を実施する。
- 住宅の断熱改修など、より即効性のある形で、省エネ対策等を実施する。
- 脱炭素への行動や省エネ性能の高い商品の購入等に付与する「グリーンライフ・ポイント」の促進を図る。

- **クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進（経済産業省、国土交通省）**

- 2035年までに新車販売で電動車⁵100%を目標に、エネルギー構造転換を図っていくための集中的な導入支援を行うとともに、充電・水素充てんインフラの整備を推進する。
- 次世代自動車等の開発・導入支援、機械化・自動化機器の導入支援など、省エネルギー化・地球温暖化対策に資する支援策の継続・拡充を図る。

- **燃料供給の緊急対応策等の強化（経済産業省）**

- 事業者間の燃料融通の枠組を検討するとともに、LNG・石油の上流開発投資へのリスクマネー供給支援、LNG調達／管理における国の関与強化の方向性、火力供給力対策などについて検討する。石炭供給網監視のための体制を構築する。

- **産油国・産ガス国等への増産の働きかけ（経済産業省、外務省）**

- 首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業等への働きかけを政府一丸となって実施する。
- 国際エネルギー機関（IEA）やG7等の場を活用して、主要な消費国との連携を

⁵ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車。

一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行う。

- 石油・天然ガスと金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開する。

2. 原材料

● 戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化（経済産業省）

- 半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等について、ロシア・ウクライナからの供給途絶の長期化に伴う今後の需給のひっ迫も見据え、国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入等、サプライチェーンの強靱化支援を通じて需給の安定化を図る。

● 半導体サプライチェーン協力枠組みの構築（経済産業省）

- 半導体生産基盤を有する有志国・地域による連携を通じて、半導体の安定供給を確保すべく、国際協力枠組みの構築に向けた検討を進める。

● レアメタルの安定供給確保（経済産業省）

- ロシア情勢の悪化に伴う世界的な資源獲得競争の激化を見据え、我が国企業によるレアメタル権益獲得事業等へのJOGMEC⁶リスクマネーの出資上限引上げなどにより、調達先の多様化を図る。

3. 食料等

● 食品産業の原材料価格高騰対策、国産米・米粉等の需要拡大等対策、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施（農林水産省）

- 輸入小麦から国産の米・米粉、国産小麦への切替えなど、原材料価格の高騰を受けた原材料の切替え、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換や販路開拓、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制等を支援するほか、国産小麦の生産拡大等を支援する。
- 輸入小麦について、足下でウクライナ情勢の影響により国際価格が更に上昇しているが、国内においては、その影響が本格化する以前の国際価格に基づき令和4年4月期⁷の政府売渡価格が設定されており、製粉企業等への安定供給に着実に取り組む。

● 化学肥料原料の調達支援対策、肥料コスト低減対策（農林水産省）

- 調達国の多角化による秋用肥料原料の安定的な調達を支援する。
- 農業者における慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組を一層幅広く支援する。

⁶ Japan Oil, Gas and Metals National Corporation（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の略。

⁷ 令和4年4月～9月。

- **配合飼料の価格高騰対策（農林水産省）**
 - 配合飼料のセーフティネット基金の積増し等により価格高騰の畜産経営への影響を緩和する。
- **国産材への転換支援対策（農林水産省）**
 - 国産材製品の緊急的な増産のための輸送費等に対する支援や、国産材製品への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・普及に対する支援を行う。
- **水産加工業の原材料調達の円滑化対策（農林水産省）**
 - ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている水産物を原材料として使用している水産加工業者に対し、代替原材料の調達に伴う輸送費増等に対する支援や、販路開拓、原材料転換に必要な加工機器導入等の取組に対する支援を行う。
- **日ロ漁業協定関係漁業者対策（農林水産省）**
 - ロシアとの間の漁業協定に基づく操業に不確実性が高まっている状況を踏まえ、関係漁業者に対する支援を機動的に行う。
- **国際機関との連携や穀物の輸出国等への働きかけ（外務省）**
 - 国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする国際機関やG7等の場を活用して、供給先の多角化等の食料安全保障の確保を図る。

4. その他

- **サイバーセキュリティ対策の強化等（経済産業省）**
 - サイバーインシデントによってサプライチェーンが分断され、物資やサービスの安定供給に支障が生じることのないよう、中小企業等におけるサイバーセキュリティ対策を支援するとともに、取引先への対策の支援・要請に係る関係法令の適用関係について整理を行う。
- **観光事業者等への支援（国土交通省、農林水産省）**
 - 新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響を受ける観光事業者等に対し、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施し、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現する。
 - 新型コロナウイルス感染症の状況やワクチンの接種状況等を踏まえ、新たなGo Toトラベル事業の開始については引き続き注意深く検討していく。それまでの間も、感染防止策を講じつつ、地域観光事業支援により観光需要の喚起を図る。また、Go To イート事業等の着実な実施により、外食等の消費喚起を図る。
 - 観光産業を支援する取組として、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業を推進する。

- 地域経済と国民の暮らしを支えるバス・タクシー、地方鉄道等の公共輸送サービスを今後も安定的に提供していくため、公共交通のDX化や電動車導入等を通じた経営の改善を図る取組を支援する。

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

● 賃上げ・価格転嫁対策（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省）

- 積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対し抜本的に拡充された賃上げ促進税制、赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率の引上げ、公共調達や補助金において、賃上げ等を行う企業に対する加点等の実施及び利用の促進を図るなど、あらゆる施策を総動員し、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現できるよう万全を期す。
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法⁸上の「優越的地位の濫用」や下請代金法⁹上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。
- 3月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査を通じ、価格協議・価格転嫁の状況について業種別に公表するとともに、状況の良くない個別の企業に対して、下請中小企業振興法¹⁰に基づく「指導・助言」を実施する。
- 物流の各分野（貨物自動車運送業、内航海運業、倉庫業等）において、燃料等の価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主等への周知及び法令に基づく働きかけ等を徹底して実施し、安定的な経営を支援する。
- 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
- 物価高騰や資材不足を踏まえ、事業者団体に適切な価格転嫁や、サプライチェーン全体での効率的な生産活動の促進等に関する配慮を要請するとともに、パートナーシップ構築宣言の宣言企業に対しても同趣旨の要請を行う。
- 鋼材等の価格高騰について、官公庁船をはじめとする船舶の価格への転嫁が円滑に行われるよう環境を整備するとともに、国際市場における不当な廉売を監視する。
- アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に関係する事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定

⁸ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）。

⁹ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）。

¹⁰ 昭和四十五年法律第四百四十五号。

や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組に加え、クリーニング業をはじめとした生活衛生関係営業者における原油等の価格上昇分の転嫁等を利用者に対してポスター等により周知する。
- 歯科材料である金銀パラジウムの価格高騰に対応するために、7月の随時改定に加えて5月に前倒しで緊急改定する措置を講じる。また、代替素材の活用拡大についても有効性・安全性に関するデータ等を踏まえ、検討する。

● 資金繰り支援等（財務省、経済産業省、金融庁、内閣府、農林水産省、厚生労働省）

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている中小企業等の事業者（ロシア等と多くの取引がある事業者、国際決済の影響を受けている事業者も含む）の資金繰りに支障が生じないように、官民金融機関に対し、返済猶予の相談に適切に対応するなど、きめ細かな事業者支援を促すとともに、中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の更なる金利引下げを行う。
- 金融庁等において金融機関から資金繰り支援の状況等についてヒアリングを行うとともに、引き続き、返済猶予や条件変更等の取組状況の報告を求め、金融機関の取組や事業者の業況をフォローしていく。
- 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資等の9月末までの延長を行い、資金繰り支援に万全を期す。
- 政府系金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局等に設置した「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」で、原油価格上昇の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業者の相談を引き続き受け付ける。
- 原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者、生活衛生関係営業者等の資金調達の円滑化を図る。
- 事業再構築補助金を拡充し、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格高騰等の影響も受ける事業者への支援を強化する。

● 便乗値上げ対策（消費者庁）

- 生活関連物資等の値上げについて注視していくため、消費者庁において、「便乗値上げ情報 消費者受付ウェブ窓口」（仮称）を設置し、物価担当官会議を通じて関係省庁と情報共有を図る。

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

● 生活困窮者支援策の申請期限の延長（厚生労働省）

- 緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置（職業訓練受講給付金との併給を含む）の申請期限を

8月末まで延長する。

- **緊急小口資金等の特例貸付の償還免除要件の周知徹底・相談支援につなげるための体制整備等（厚生労働省）**
 - 住民税非課税世帯が償還免除となっている緊急小口資金等の特例貸付について、償還免除要件の周知徹底を行うとともに、償還を含む生活再建の相談に当たっては、困窮されている方々に寄り添った柔軟な対応を現場に徹底する。
 - また、自治体や社会福祉協議会等における上記の相談支援に丁寧につなげるため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積み増し、自治体における困窮者支援の連携体制を整備するとともに、支援ニーズの増大に対応した地域の民間団体を支援する事業を創設する。

- **ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の強化（厚生労働省）**
 - 「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」について、支援内容を食事提供のみならず、あわせて学用品・生活必需品の提供なども行う。

- **雇用調整助成金の特例措置等の延長（厚生労働省）**
 - 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置等について、原油価格・物価高騰等による影響がコロナ禍からの経済回復に及ぼす影響も十分に踏まえ、延長も含め、具体的な助成内容を検討の上、5月末までに可及的速やかに公表する。

- **真に生活に困っている方々への支援措置の強化（厚生労働省、内閣府）**
 - 低所得の子育て世帯¹¹に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり一律5万円）をプッシュ型で給付する。
 - 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図る。
 - 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和する。
 - あわせて、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者について、地域の実情に応じ、きめ細かに対策を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、必要な支援を迅速に行う。

- **雇用と福祉の連携強化（厚生労働省）**
 - 生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業等と特定求職者雇用開発助成金等の雇用支援策との連携を図るとともに、求職者支援制度においてパソコン等を貸し

¹¹ 支給対象は、低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者等）とその他低所得の子育て世帯（住民税均等割が非課税の子育て世帯）である（それぞれ直近で収入が減少した世帯等を含む）。

出すオンライン訓練を案内するなど、就職困難者が効果的な求職活動を通じ、就労しやすい環境を引き続き整備する。

- 全てのハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で生活に困窮する方に対する住宅・生活、就労・職業訓練の相談支援をワンストップで行う窓口を設置し、住宅支援や食糧支援等必要な支援につなぐ体制を整える。

- **学校給食等の負担軽減等（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）**

- 地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うとともに、学校の冷暖房費等について、今後の状況等も勘案しつつ、地方交付税等により必要な支援の取組を進める。

- **政府備蓄米の活用拡大（農林水産省）**

- 政府備蓄米の子供食堂等への無償交付について、民間団体の活用の拡大を図る。

2. 孤独・孤立対策

- **孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援（内閣官房、内閣府、厚生労働省）**

- 孤独や孤立に悩む方々に対し、一元的な相談窓口や連携基盤の構築などを通じ、支援に関する情報が隅々まで行きわたり、NPO等の円滑な活動を通じ、支援がしっかり行き届くような措置を講じる。困窮者支援や孤独・孤立対策の最前線で支援活動を行っているNPO等について、安定した事業運営、人材確保ができるよう支援措置を講じるなど、既存事業の拡充を図るとともに複数年で支援を行える枠組みを検討し、実現する（子供食堂、ゲートキーパーへの支援など）。
- 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を拡充し、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対し、食料の提供等の支援活動を行うNPO法人等の取組を支援する。

- **フードバンクの活動強化（農林水産省）**

- 子供食堂等へ食品の提供を行うフードバンクについて、食品供給元の確保等の課題を解決するため専門家派遣等を行うとともに、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費への支援を推進する。

- **居住支援の強化（国土交通省）**

- 居住支援法人等が行う住宅確保要配慮者の居住安定確保に関する活動等に係る事業への支援を着実に実施する。
- UR賃貸住宅等の空き住戸を、居住支援法人等に定期借家等により低廉な家賃で貸し出す仕組みの全国展開を推進するなど、居住支援法人等が支援する住まいに困窮する者の公的賃貸住宅入居を推進する。

3. 地方公共団体の実施する対策への支援

● 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）

- 地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。

● 地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置（総務省）

- 原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、生活困窮者等に対する灯油購入等の助成等の地方公共団体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行う。

V. 今後への備え

● 予備費の確保

- 今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、一般予備費について、本対策で使用した金額相当を措置し、引き続き5,000億円の水準を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策予備費について、本対策で使用した金額を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・用途を拡大した上で、5兆円の水準を確保する。

VI. 公共事業の前倒し

● 公共事業の前倒し執行（関係府省）

- 令和4年度予算で措置した公共事業について、入札契約手続期間の運用の見直し等により前倒しで執行するなど、これまでに成立した予算を迅速かつ着実に執行する。

VII. その他

● 政府広報も含めた施策の周知徹底（内閣府等）

- 各施策の内容や必要性を国民に広く周知するため、インターネット・SNS広告を活用し、効果的な政府広報を実施するとともに、国・地方一体となって各施策の実施主体がわかりやすい情報発信を行う。

トラック運転者

バス運転者

ハイヤー・タクシー運転者



トラック運転者トップページ

改善基準告示

トラック運転者の改善基準告示

改善基準告示とは？
改善基準告示改正のポイント
改善基準告示関係資料（令和4年度改正）
改善基準告示のQ&A

トラック運転者の改善事例

時間外労働削減のための改善事例（準備中）
ICT 導入による作業効率化による改善事例（準備中）
人材確保・育成による改善事例（準備中）
その他（準備中）

企業の皆さまへ

簡単自己診断

荷主の皆さま向け
事業者の皆さま向け

情報いろいろ宝箱

荷主の皆さまへ
事業者の皆さまへ

改善ハンドブック

改善ハンドブック（準備中）

トラック運送
事業者の皆さまへ

発着荷主
の皆さまへ

トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター

2022年8月1日から、相談受付開始！

ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたらいいの？

荷主が取り組む
べきことは？

例えばこんなとき、
こんな困りごとなど、
ご相談ください！！

ドライバーの運転時間に
限度があったの？

荷待ち時間の削減を
どう、進めればいいのか？

国民の皆さまへ

トラック運転者の仕事を知ってみよう

統計からみるトラック運転者の仕事（準備中）
写真でみるトラック運転者の仕事（準備中）
トラック運転者の「生の声」（準備中）

あなたにできること

トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできること
やって欲しいこと
（準備中）

● 本サイトについて／お問い合わせ ● サイトマップ

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の法令違反行為に

荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

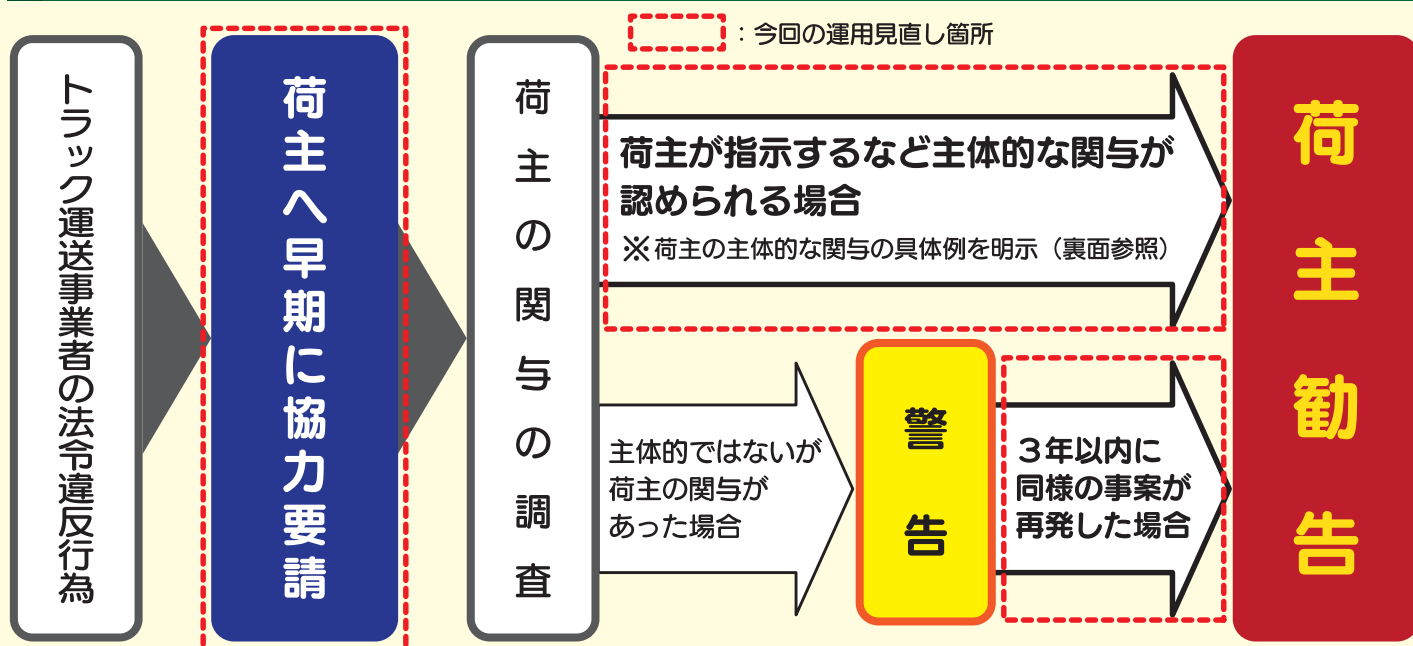
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



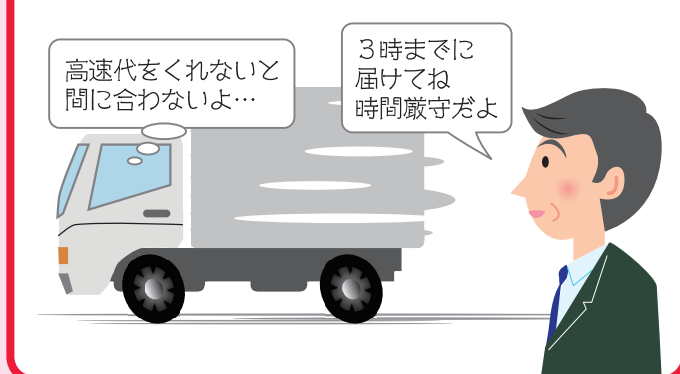
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。